

常葉大学及び常葉大学短期大学部研究行動規範

[令和5年11月20日改定]

[平成27年9月19日制定]

常葉大学及び常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）は、研究を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者（以下「研究支援者」という。）が、常葉大学及び常葉大学短期大学部研究推進基本方針（平成26年2月10日制定）に則り、研究推進をするとともに、健全かつ適正な研究活動の確保を図るため、「科学者の行動規範」（平成25年1月25日改定－日本学術会議）を踏まえ、本学における研究行動規範を定めるものとする。

第1 研究者の責務

研究者は、自らが生み出す専門知識及び技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術及び経験を活かして、研究成果が教育の充実に反映するとともに、人類の知と幸福、社会の発展に貢献するという責任を有する。

第2 研究活動における不正行為の防止

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表などの過程において、ねつ造、改ざん、盗用、研究成果の重複発表などの不正行為を行わないことはもとより、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

第3 研究費の適正使用

研究者は、研究費が学納金のほか、国、地方公共団体及び企業等から交付される補助金又は助成金等であることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件及びルール等を遵守し、その適正な使用に努めなければならない。

第4 研究の公開及び説明

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明するとともに、研究成果を中立性、客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めるものとする。

第5 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取扱う場合には、関係法令、関係省庁や学会等の研究に関わる指針（ガイドライン）及び本学の諸規程等を遵守するとともに、特に、ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

第6 法令等の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、関係法令及び本学の諸規程等を遵守するものとする。

第7 人権の尊重及び個人情報の保護

研究者は、研究、教育、学会活動において、人種、性、地位、思想・信条及び宗教などによって個人を差別せず、科学的手法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重するものとする。

また、研究過程において入手した個人情報の保護に努めなければならない。

第8 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価及び判断などにおいて、個人と組織、或いは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

第9 研究支援者の責務

研究支援者は、研究者の研究活動を支援するに当たっては、本規範の趣旨に沿って誠実に行動するものとする。特に、研究費の執行管理等においては、不正行為を行わず、また、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めるものとする。